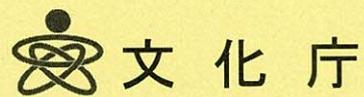


# 平成21年度「文化庁日本語教育大会」

平成21年8月28日(金)  
昭和女子大学

主催



## 目 次

■ プログラム	2
■ 日本語教育施策説明	4
文化庁資料	8
文部科学省資料	16
■ 特別講演	22
■ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明	24
■ パネルディスカッション	42
■ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業報告会	46
■ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業協議会	60

## ■ プログラム

◎全体テーマ：「『生活日本語』について考える」

〔趣 旨〕近年、我が国においては定住外国人の増加に伴って、日本語教育の必要性が各地域で高まっている。また、昨今の経済情勢の悪化の中で、初めて日本語の必要性を感じ、学び始めた外国人も多く、そこでは改めて「地域で暮らす外国人にとって学ぶことが必要とされる日本語（以下「生活日本語」という。）とは何か」ということが議論されている。本大会では、この「生活日本語」について考えるとともに、文化庁が実施している日本語教育事業についての報告と意見交換を行い、地域における日本語教育の在り方について考える。

◎日 時：平成21年8月28日（金） 10：00～17：30

◎会 場：昭和女子大学 3号館 グリーンホール

### 10：00 開会

- 開会あいさつ
- 日本語教育施策説明

### 10：40～12：00 特別講演

- テーマ：「言葉と交流」
- 趣 旨：我が国は、多様な文化背景の外国人と共に生活する時代を迎えている。そこで留学生として来日し、現在は小説家として御活躍の楊逸氏からお話を伺い、今後の日本語教育の在り方について考える。
- 講演者：楊逸（小説家）

### 13：00～13：30 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明

- テーマ：「『生活者としての外国人』のための日本語教育の標準的な内容について」
- 趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況について説明する。
- 説明者：西原鈴子（前東京女子大学教授，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査）

### 13:35～14:50 パネルディスカッション

- テーマ：「学習者の多様性と『生活日本語』」
- 趣旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明を受け、「学習者の多様性と『生活日本語』」をテーマにパネルディスカッションを行う。
- 進行役：西口光一（大阪大学留学生センター教授）
- 協議者：榎井縁（財団法人とよなか国際交流協会事業課長）  
小林悦夫（財団法人中国残留孤児援護基金  
中国帰国者定着促進センター教務部長）  
西原鈴子（前東京女子大学教授）  
古川智樹（とよた日本語学習支援システムプログラムコーディネーター）

### 15:10～16:20 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業報告会

- 趣旨：平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業における日系人等を活用した日本語教室の設置運営、退職教員を活用した日本語指導者養成、及びボランティアを対象とした実践的長期研修の成果報告を行う。

#### 日系人等を活用した日本語教室の設置運営

- 事例発表者：伊藤結花（財団法人埼玉県国際交流協会主任）
- 報告事例：「外国人親子のための日本語教室」

#### 退職教員を活用した日本語指導者研修

- 事例発表者：吉田依子（社団法人国際日本語普及協会常務理事）
- 報告事例：「退職教員を対象とした日本語指導者養成」

#### ボランティアを対象とした実践的長期研修

- 事例発表者：伊藤健人（群馬県立女子大学文学部講師）
- 報告事例：「地域のコミュニティー促進に寄与する日本語教育ボランティア養成講座」

### 16:25～17:30 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業協議会

- テーマ：「地域における日本語教育の人材について」
- 趣旨：平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の成果報告を踏まえ、地域における日本語教育の人材について意見交換を行う。
- 進行役：奥田純子（コミュニカ学院学院長）
- 協議者：伊藤健人（群馬県立女子大学文学部講師）  
伊藤結花（財団法人埼玉県国際交流協会主任）  
吉田依子（社団法人国際日本語普及協会常務理事）

## ■ 日本語教育施策説明

### 文化庁・文部科学省における日本語教育施策一覧

事 項	施 策 の 概 要
1 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくためには、一定の日本語能力が不可欠であるという観点から、「生活者としての外国人」のための日本語教室設置運営、退職した教員等や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、一定の経験を有する日本語指導者及びコーディネーターを対象とした実践的研修、上級指導者研修を実施している。また、日本語学習の必要性、生活情報、日本語学習の情報、便利な日本語表現を盛り込んだ日本語学習・生活ハンドブックを、ポルトガル語、スペイン語等の5言語で作成し、日系人等の外国人に配布を行っている。
2 難民救援業務委託	財団法人アジア福祉教育財団に委託して、我が国に定住を希望する難民に対する572時間の日本語教育をRHQ支援センター（東京都）で実施するほか、センターを退所して定住後も日本語学習を継続している者等に対するアフターケアとして、教材の提供、日本語講師の派遣等を行う。また、難民の自主的な日本語学習を支援するため、難民や日本語ボランティア等に対する日本語教育相談の充実・強化を図っている。
3 日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議	大学等における日本語教員の養成を含む日本語指導者の養成・研修について現状に関する調査を行い、課題の整理等を行う。
4 中国帰国者に対する日本語教育	中国帰国者の日本語習得を援助するため、専門的・技術的な立場から日本語学習教材や日本語教師の指導参考書を作成し、厚生労働省や都道府県等を通じて提供している。
5 日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育大会を開催するほか、日本語教育実態調査等を実施し、日本語教育の指導内容・方法の充実を図っている。
6 日本語教育能力検定試験の実施	日本語教育の知識・能力が、日本語教育の専門家として必要とされる基礎的水準に達しているかどうかを検定することを目的とし財団法人日本国際教育支援協会が実施している。 平成20年度の受験者数は4,767人で、合格者数は1,020人（合格率21.4%）となっている。

事 項	施 策 の 概 要
7 日本語能力試験の実施	<p>日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的に、国内では財団法人日本国際教育支援協会が、海外では独立行政法人国際交流基金が現地関係機関の協力を得て実施している。</p> <p>1級（日本語学習時間900時間程度）から4級（同150時間程度）までの試験レベルに分かれている。</p> <p>平成20年度の受験者数は各級合わせ559,057人（国内：109,247人、国外：449,810人）、認定者数は各級合わせ248,756人（国内：50,812人、国外：197,944人）で、認定率は44,5%となっている。</p>
8 外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REXプログラム）	<p>外国の中等教育施設に公立中・高等学校の若手教員を2年間派遣する外国教育施設日本語指導教員派遣事業（通称「REXプログラム」）を平成2年度から総務省・地方公共団体等との協力の下に実施している。</p> <p>平成20年度は9人のREX教員を海外に派遣、平成21年度は5人を新規に派遣する予定。</p>
9 外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修の実施	<p>文部科学省と独立行政法人教員研修センターの共催により、帰国・外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした研修を実施している。</p>
10 外国人児童生徒等日本語指導等に対応した教員の配置	<p>「外国人児童生徒・帰国児童生徒」の日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、その給与費の1/3を国庫負担している。</p>
11 日本語教育機関の質的向上	<p>財団法人日本語教育振興協会では、日本語を学ぶため、我が国に就学生・留学生として入学する外国人を受け入れている日本語教育機関の審査・認定事業を行っている。</p> <p>また、同協会では、認定した日本語教育機関を紹介する「日本語教育機関要覧」の作成、就学生の円滑な受入れの促進、日本語教材の研究開発等、日本語教育機関の質的向上を図るための諸事業を行っており、文部科学省はこれらの諸事業に対し助成している。</p>
12 就学生への援助	<p>独立行政法人日本学生支援機構では、日本語教育機関の卒業生の7割が留学生として我が国の大学等に進学する状況を踏まえ、留学生政策の一環として、大学等の高等教育機関への進学を目指す就学生(1,400人)に対して、学習奨励費を給付している。</p>

事 項	施 策 の 概 要
13 定住外国人の子どもの就学支援事業	<p>昨今の景気後退により、自宅待機・不就学等になっているブラジル人等の子どもの就学を支援することを目的に、就学支援事業を国際移住機関（IOM）にて実施する。本事業では、外国人集住都市等に日本語指導等を行う「虹の架け橋教室」を設け、公立学校へ円滑に転入出来るようにする。また、ブラジル人等の子どもを中心としてブラジル人等コミュニティと地域社会との交流の促進を図るための事業を実施する。</p>

<メモ>

## ○「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成21年度予算額 176,921千円  
(平成20年度予算額 148,157千円)

### ■事業の趣旨

我が国に居住する外国人は、近年増加の一途をたどり、今後も経済のグローバル化が進む中で増加が予想されている。一方、外国人については、日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で軋轢、摩擦等が生じるなどの生活者としての問題が発生している。

そのような状況の中、内閣官房に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」などの各種会議等において、外国人労働者問題が議論され、日本語教育の重要性が指摘されているところである。

そのため、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、我が国に居住する外国人にとって、日本語がわからないことから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるように日本語教育の充実を図る。

### ■事業の内容

#### (1) 企画委員会の開催

日系人等を活用した日本語教室、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語教師養成等の事業内容の検討をし選定を行う。

#### (2) 「生活者としての外国人」のための日本語教室を外国人集住都市等、全国において実施する。

#### (3) 退職教員を対象とした日本語指導者養成

退職した者や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成を行い、地域において活動する日本語指導者として養成する。

#### (4) ボランティアを対象とした実践的長期研修

一定の経験を有する日本語指導者及びコーディネーターを対象とした実践的研修を行う。

#### (5) 上級指導者研修

日本語教育機関の中核的教員等を対象にして、その専門的知識や指導能力の一層の向上を図るとともに、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できるようにするための研修を実施する。

#### (6) 日本語学習・生活ハンドブックの配布

日本語学習の必要性、効果的な学習方法、入門的な日本語教科書等の内容を

盛り込んだ日本語学習・生活ハンドブックをポルトガル語、中国語等の5言語で日系人等の外国人に配布を行っている。

## 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で摩擦が発生！

- ・外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要
- ・そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等の各種会議において、「日本語教育の大幅な拡充」を指摘

## 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室

- ・我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置



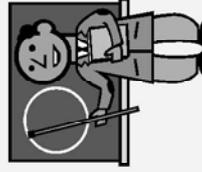
日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成

- ・地域の日本語教室で講師として活用できるように退職教員及び日本語能力を有する外国人を対象とした研修を実施



ボランティアを対象とした実践的研修

- ・地域で日本語指導にあたるボランティアの実践的能力の向上を図るための研修を実施



日本語教育の上級指導者研修

- ・日本語教育機関の中核的教員等を対象にして、その専門的知識や指導能力の一層の向上を図るとともに、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言ができるようにするための研修を実施



## 外国人の円滑な社会生活の促進



<メモ>

# 平成20年度国内の日本語教育の概要

## I 外国人に対する日本語教育の現状について

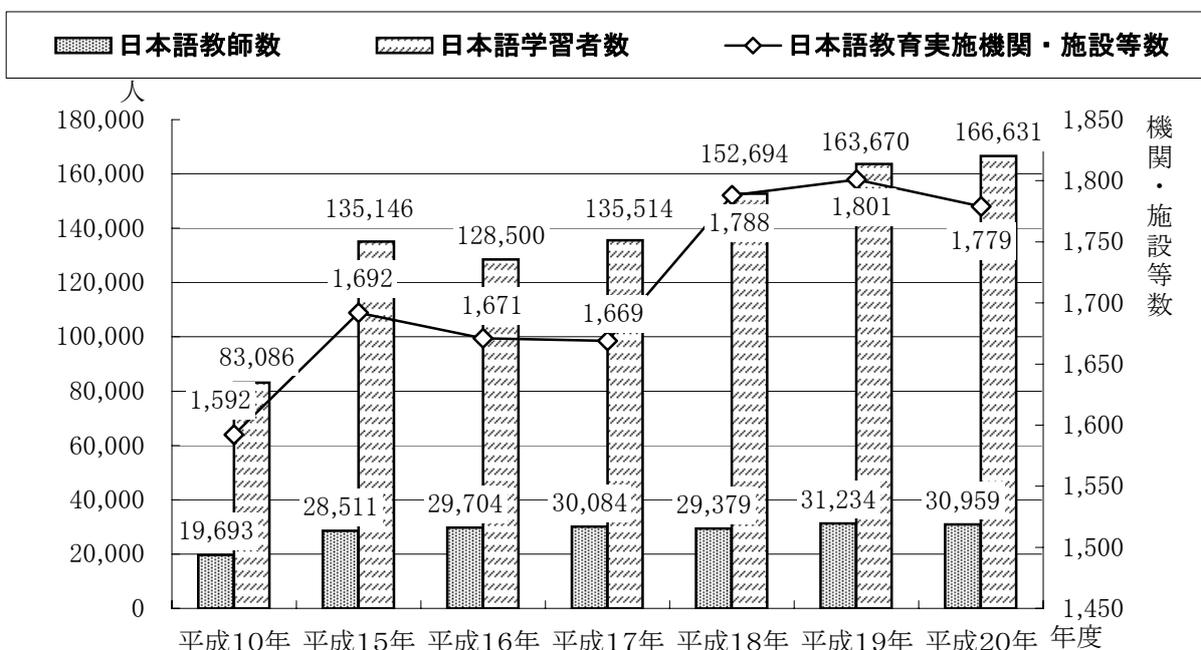
### 1 概観

平成20年11月1日現在、国内における日本語教育の実施機関・施設等数は1,779機関・施設、日本語教師数は30,959人、日本語学習者数は166,631人となっている。

		機関・施設等数	教師数	学習者数
大学等 機関	大学院	32	132	900
	大学	430	4,696	42,728
	短期大学	81	275	1,382
	高等専門学校	54	124	300
小計		597	5,227	45,310
一般の施設・団体		1,182	25,732	121,321
合計		1,779	30,959	166,631

前回調査（平成19年度）との比較では、機関・施設等数、日本語教師数は減少しているものの、学習者数は増加しており、過去最高となっている。

また、ここ10年間（平成10年度→平成20年度）の推移を見ると、教師数は、19,693人から30,959人（1.6倍）に、学習者数は83,086人から166,631人（2.0倍）に、それぞれ増加している。



	平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日本語教育実施機関・施設等数	1,592	1,692	1,671	1,669	1,788	1,801	1,779
日本語教師数	19,693	28,511	29,704	30,084	29,379	31,234	30,959
日本語学習者数	83,086	135,146	128,500	135,514	152,694	163,670	166,631

## 2 総表

区分			機関・施設等数	教師数				学習者数	
				常勤教師	非常勤教師	ボランティア等	小計		
大学等機関	大学院	国立	15	34	47	0	81	591	
		公立	1	1	0	0	1	1	
		私立	16	23	27	0	50	308	
		計	32	58	74	0	132	900	
	大学	国立	77	503	745	0	1,248	10,502	
		公立	33	40	79	0	119	1,080	
		私立	320	1,113	2,216	0	3,329	31,146	
		計	430	1,656	3,040	0	4,696	42,728	
	短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	2	3	0	0	3	4	
		私立	79	137	135	0	272	1,378	
		計	81	140	135	0	275	1,382	
	高等専門学校	国立	52	54	66	0	120	294	
		公立	2	4	0	0	4	6	
		私立	0	0	0	0	0	0	
		計	54	58	66	0	124	300	
小計			597	1,912	3,315	0	5,227	45,310	
一般の施設・団体	グループA	地方公共団体	都道府県	5	8	20	88	116	387
			政令指定都市	1	0	0	146	146	396
			中核市	13	0	14	424	438	895
			計	19	8	34	658	700	1,678
	教育委員会	都道府県	0	0	0	0	0	0	
		政令指定都市	2	0	0	22	22	38	
		中核市	2	0	6	80	86	228	
		計	4	0	6	102	108	266	
	国際交流協会			54	4	315	2,686	3,005	12,485
	(財)日本語教育振興協会認定施設			341	1,763	4,393	106	6,262	47,949
	計			418	1,775	4,748	3,552	10,075	62,378
	グループB	地方公共団体（上記以外）		52	16	51	918	985	5,300
		教育委員会（上記以外）		110	103	254	933	1,290	5,660
		国際交流協会（上記以外）		229	22	151	5,310	5,483	17,228
		その他	特定非営利活動法人	24	7	32	558	597	1,937
			学校法人・準学校法人	10	51	41	0	92	3,945
株式会社・有限会社			20	62	1,343	0	1,405	4,875	
社団法人・財団法人			38	83	508	506	1,097	8,086	
上記以外の法人			17	25	128	100	253	949	
任意団体			242	98	138	3,836	4,072	9,787	
その他		22	11	20	352	383	1,176		
計			764	478	2,666	12,513	15,657	58,943	
小計			1,182	2,253	7,414	16,065	25,732	121,321	
合計			1,779	4,165	10,729	16,065	30,959	166,631	

## Ⅱ 日本語教師養成・研修の現状について

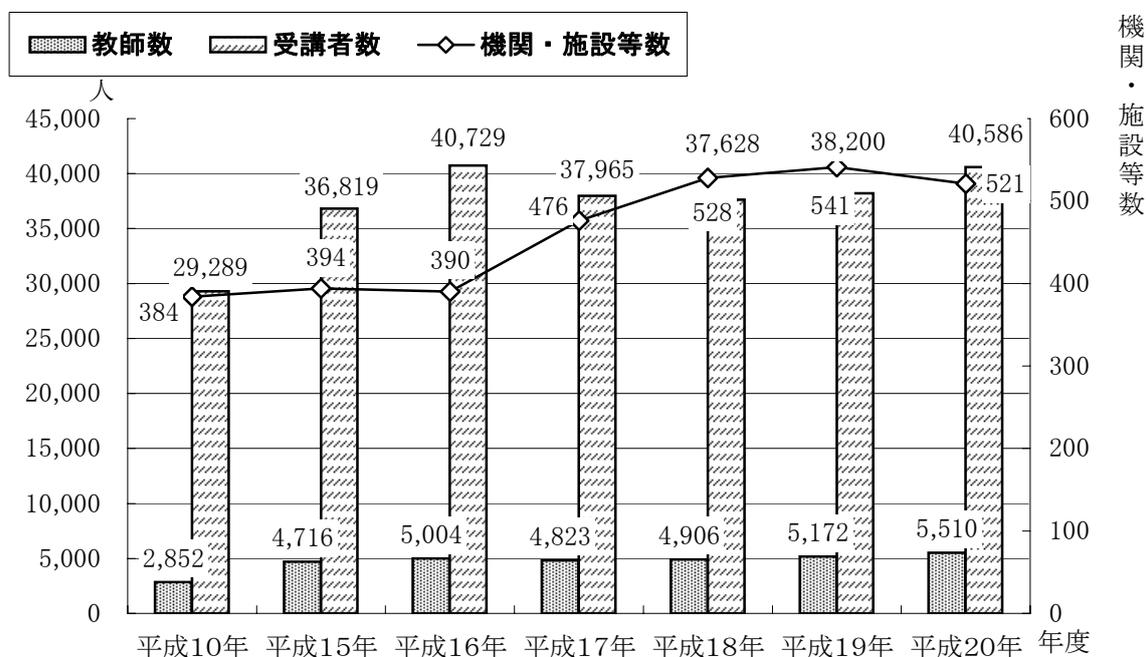
### 1 概観

平成20年11月1日現在，国内における日本語教師養成コース，日本語教育関係科目を設け，日本語教師の養成等を実施している機関・施設等数は521機関・施設，日本語教師養成担当の教師数は5,510人，受講者数は40,586人となっている。

		機関・施設等数	教師数	受講者数
大学等 機関	大学院	33	363	715
	大学	190	3,140	27,898
	短期大学	13	57	743
	高等専門学校	0	0	0
小計		236	3,560	29,356
一般の施設・団体		285	1,950	11,230
合計		521	5,510	40,586

前回調査（平成19年度）との比較では，機関・施設等数は減少しているものの，教師数，受講者数は増加している。

また，ここ10年間（平成10年度→平成20年度）の推移を見ると，機関・施設等数は384機関・施設から521機関・施設（1.4倍）に，教師数は，2,852人から5,510人（1.9倍）に，受講者数は29,289人から40,586人（1.4倍）に，それぞれ増加している。



	平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
機関・施設等数	384	394	390	476	528	541	521
教師数	2,852	4,716	5,004	4,823	4,906	5,172	5,510
受講者数	29,289	36,819	40,729	37,965	37,628	38,200	40,586

2 総表

区分			機関・施設等数	教師数				受講者数	
				常勤教師	非常勤教師	ボランティア等	小計		
大学等機関	大学院	国立	11	90	44	0	134	234	
		公立	1	0	0	0	0	0	
		私立	21	152	77	0	229	481	
		計	33	242	121	0	363	715	
	大学	国立	28	314	81	0	395	1,741	
		公立	10	96	92	0	188	670	
		私立	152	1,347	1,210	0	2,557	25,487	
		計	190	1,757	1,383	0	3,140	27,898	
	短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	4	9	1	0	10	263	
		私立	9	27	20	0	47	480	
		計	13	36	21	0	57	743	
	高等専門学校	国立	0	0	0	0	0	0	
		公立	0	0	0	0	0	0	
		私立	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	
小計			236	2,035	1,525	0	3,560	29,356	
一般の施設・団体	グループA	地方公共団体	都道府県	5	0	31	0	31	463
			政令指定都市	3	0	31	7	38	304
			中核市	4	0	16	0	16	135
			計	12	0	78	7	85	902
	教育委員会	都道府県	0	0	0	0	0	0	
		政令指定都市	0	0	0	0	0	0	
		中核市	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	
	国際交流協会			51	12	228	159	399	3,638
	(財)日本語教育振興協会認定施設			46	150	446	0	596	952
	計			109	162	752	166	1,080	5,492
	グループB	地方公共団体（上記以外）		13	0	23	13	36	287
		教育委員会（上記以外）		12	0	44	63	107	428
		国際交流協会（上記以外）		80	7	132	204	343	2,334
		その他	特定非営利活動法人	7	0	25	11	36	207
			学校法人・準学校法人	0	0	0	0	0	0
株式会社・有限会社			11	18	63	1	82	937	
社団法人・財団法人			11	23	55	9	87	525	
上記以外の法人			2	26	14	0	40	103	
任意団体			33	6	40	55	101	844	
その他			7	0	4	34	38	73	
計			176	80	400	390	870	5,738	
小計			285	242	1,152	556	1,950	11,230	
合計			521	2,277	2,677	556	5,510	40,586	

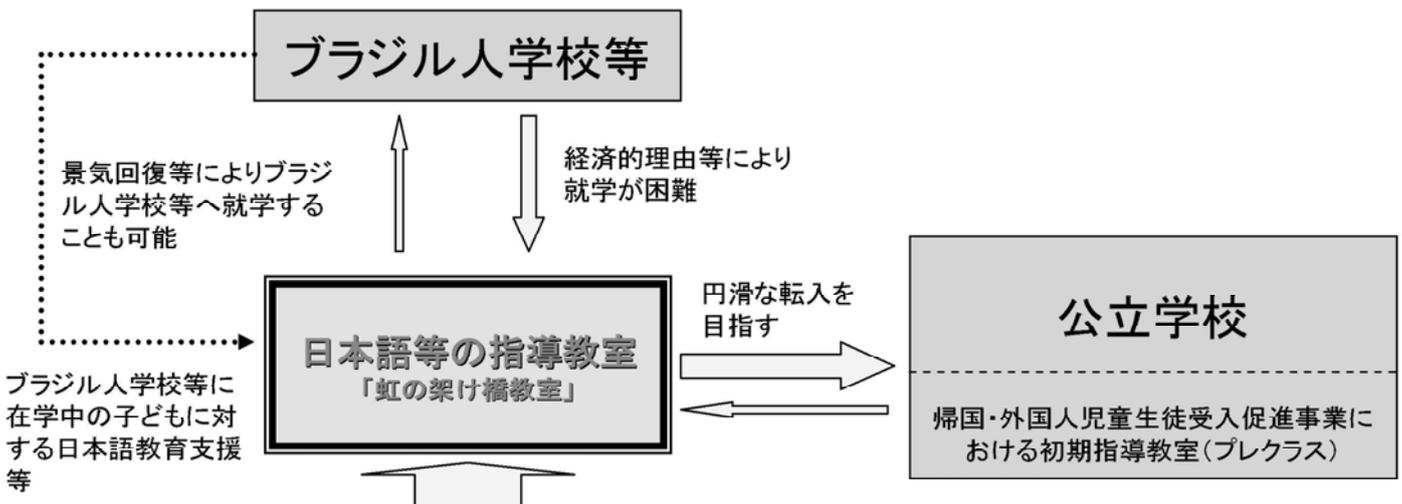
# 定住外国人の子どもの就学支援事業

平成21年度補正予算額:37億円

## 概要

- ・昨今の景気後退により日系ブラジル人等定住外国人の雇用が不安定化することにより、ブラジル人学校等への授業料の支払いが困難となり、公立学校に転入するブラジル人等の子どもがいる一方で、いずれにも就学しない子どもが増加しつつある。
- ・このような状況に対応するため、これらの子どもが日本語等を学習する場を外国人集住都市等に設け、公立学校へ円滑に転入出来るようにする。また、ブラジル人等の子どもを中心としてブラジル人等コミュニティと地域社会との交流の促進を図るための事業を実施する。
- ・本事業を実施することにより、地域の日本語指導等を行う教員等(ブラジル人教員等を含む)の新たな雇用・就業機会の創出を図り、地域社会の活性化を図っていく。
- ・本事業は、景気後退が回復するまでの緊急措置として3年間の計画で実施する。

## ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施

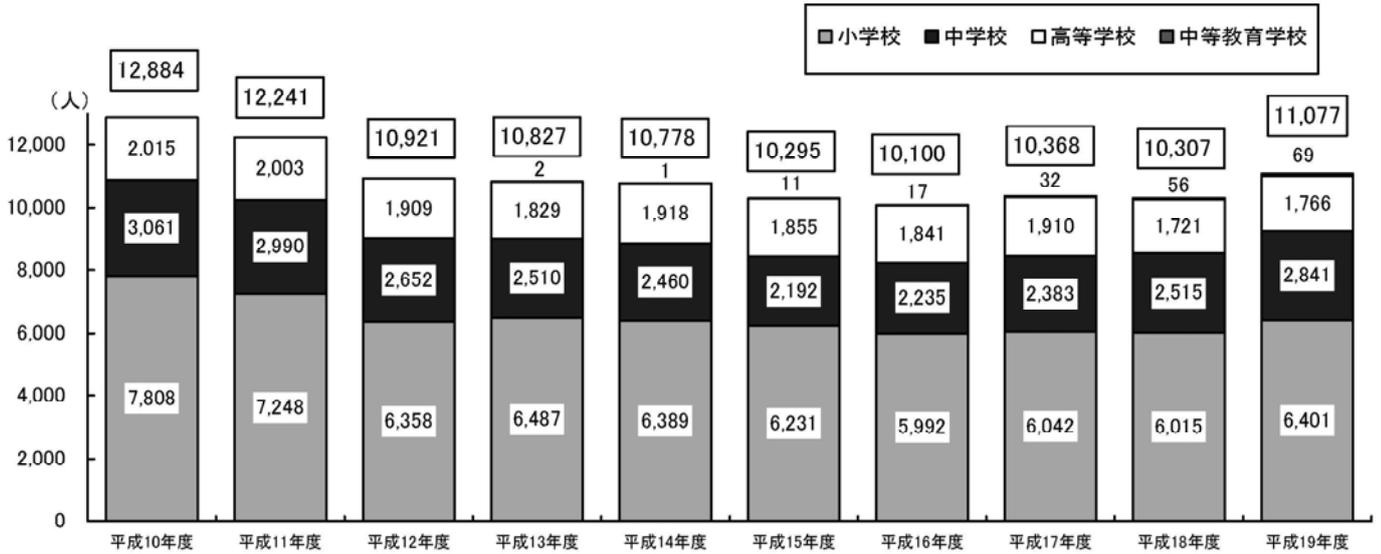


- 役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）  
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施
- 対象：義務教育段階の子ども等
- 期間：原則6ヶ月程度
- 場所：外国人集住都市等において実施
- 内容：
  - ・日本語指導等を行う教員等  
日本語指導や教科指導
  - ・バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）  
ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
  - ・コーディネーター等  
ブラジル人等の子どもの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

## 帰国・外国人児童生徒教育の充実について

### (1) 帰国児童生徒の動向

海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒数は、平成19年度間で小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、合計11,077人在籍している。学校別には、小学校段階の児童数が最も多く、次に中学校、高等学校、中等教育学校の順になっている。

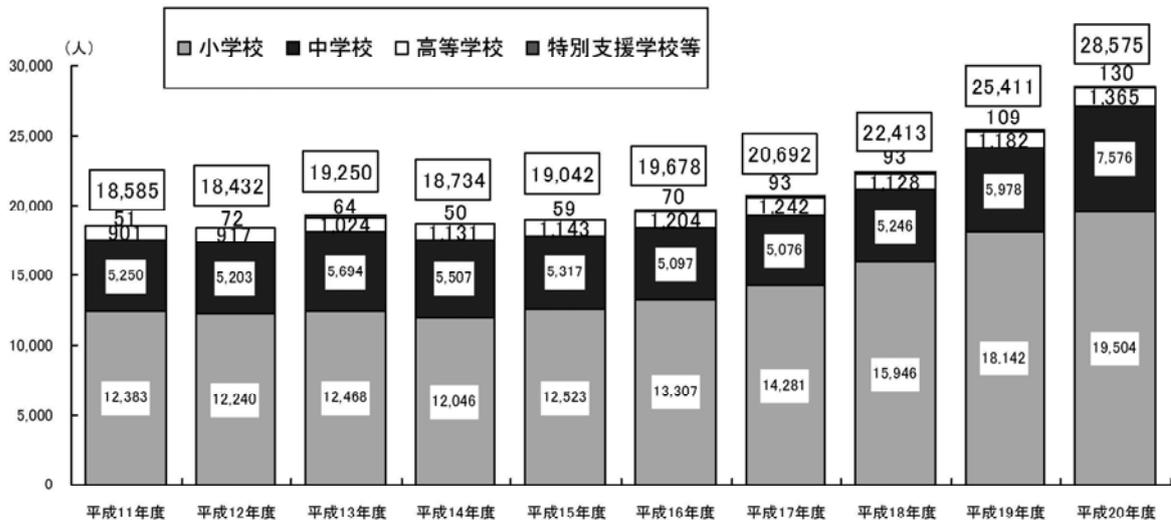


出典：文部科学省「学校基本調査」

### (2) 外国人児童生徒の動向

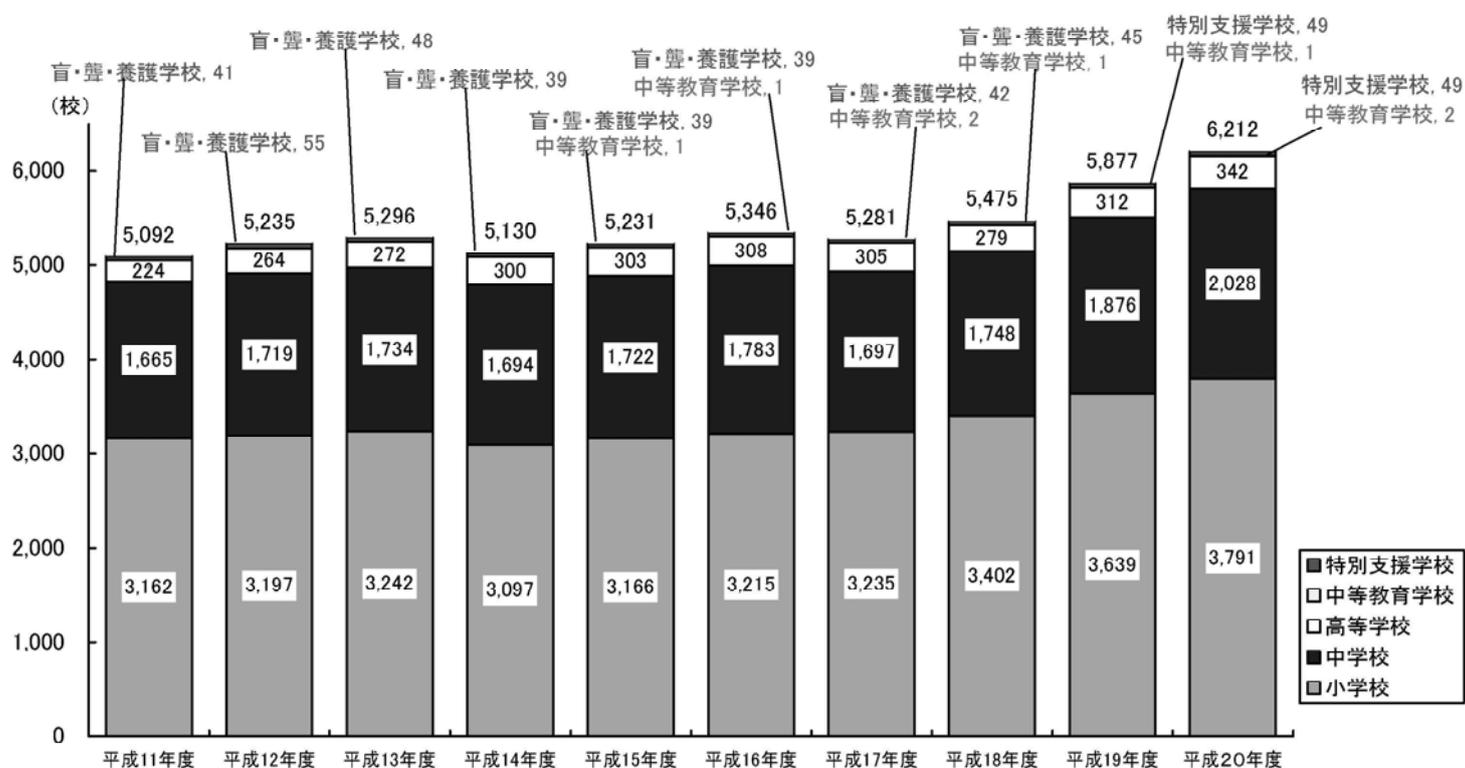
公立小・中・高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する外国人児童生徒は、平成20年5月現在、約7万5,000人在籍している。公立の小・中・高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成20年9月現在、約2万8,500人で、調査開始以来最多となった。

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」



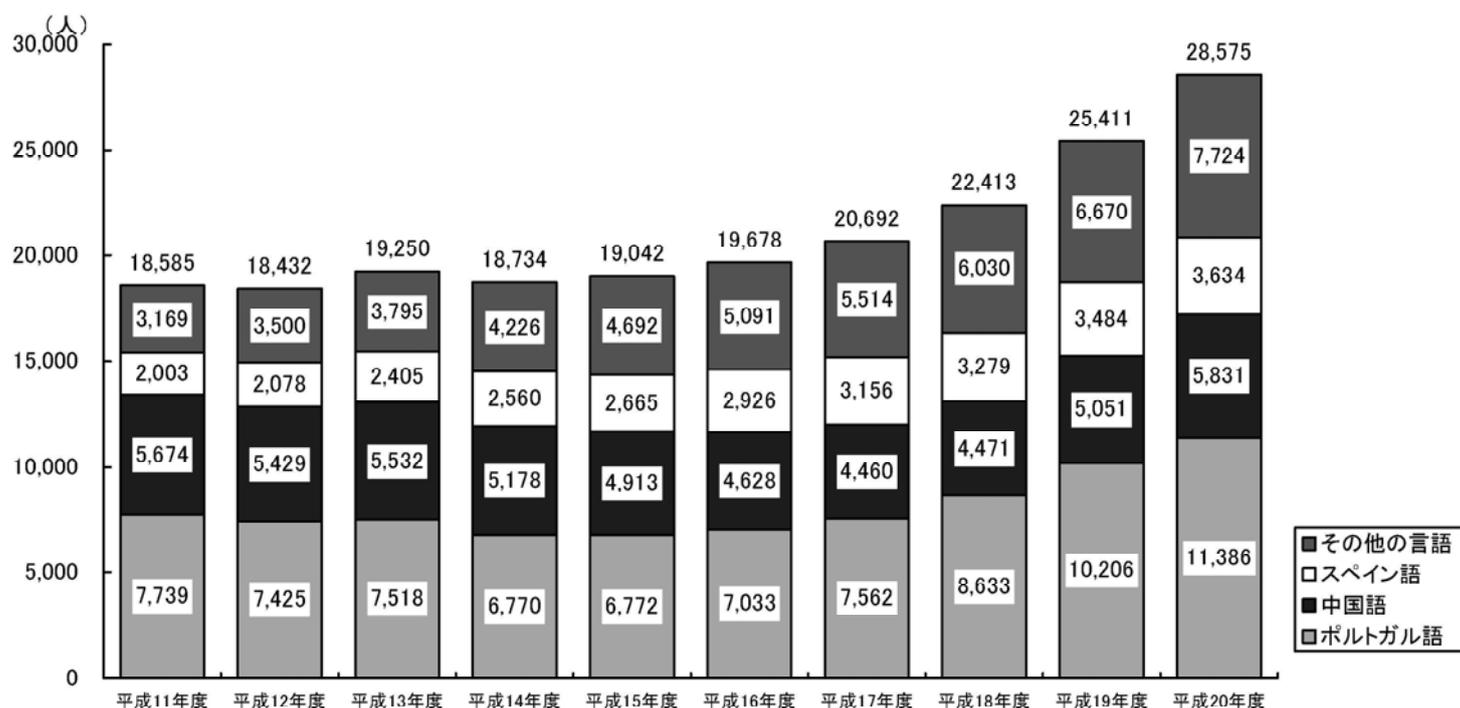
※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

## 在籍学校数

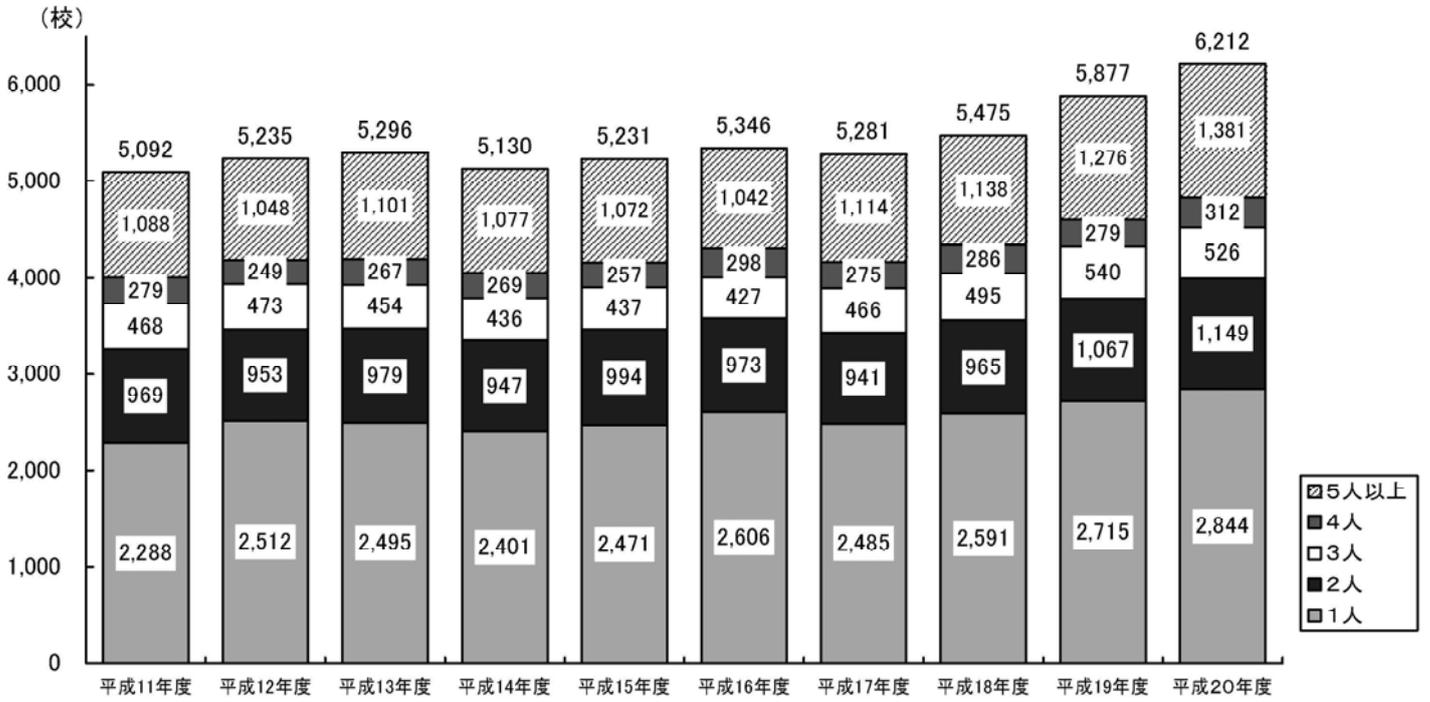


※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

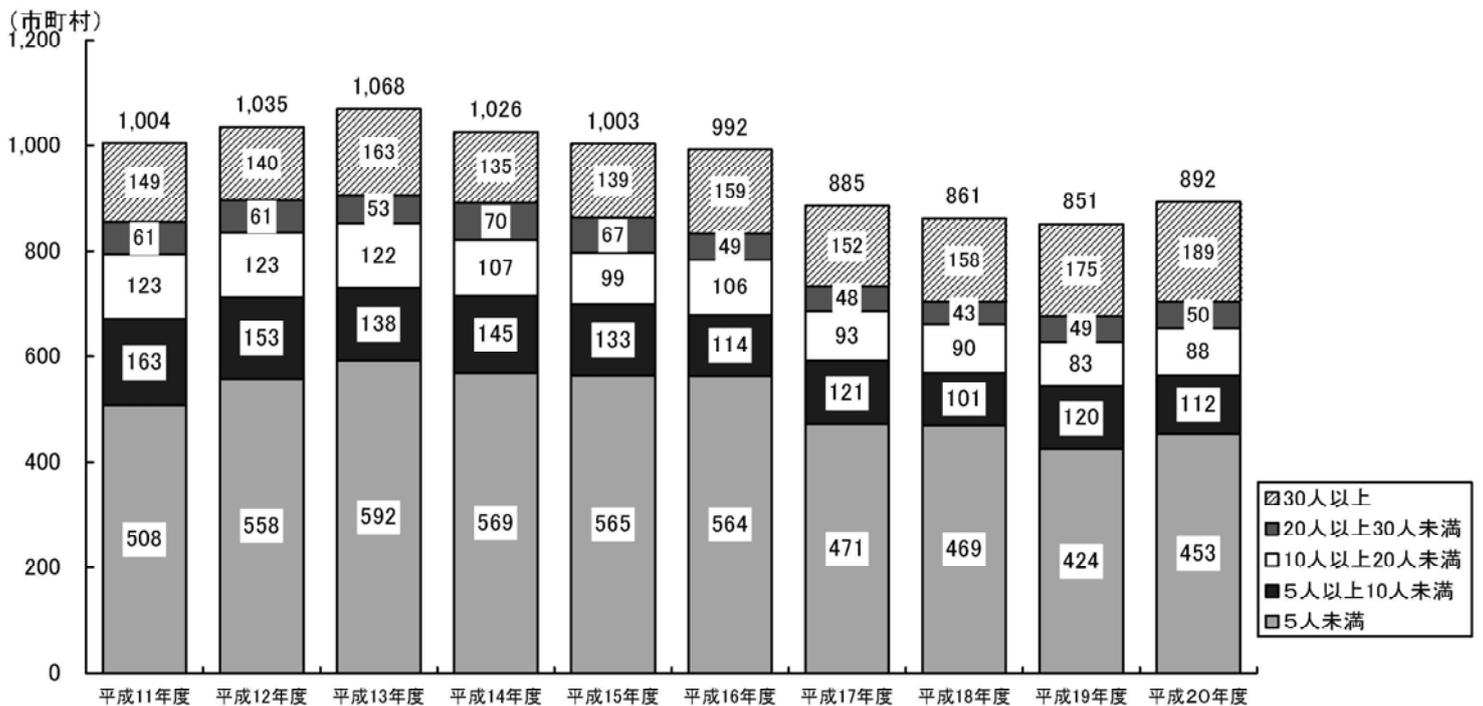
## 母語別児童生徒数



### 在籍人数别学校数



### 在籍人数别市町村数



## 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）」の結果について

我が国の公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等について、平成20年9月1日現在で行った調査の結果は次のとおりである。

この調査は、平成2年6月に「出入国管理及び難民認定法」の改正が施行されたことなどにより日系人を含む外国人の滞日が増加し、これらの外国人に同伴される子どもが増加したことを契機に平成3年度から調査を開始したものである。

なお、この調査において、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒を指す。

### （概況）

- 1 我が国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,575人（平成19年度25,411人、以下カッコ内は平成19年度数値）で、前回から12.5%増加している。  
学校種別では、小学校19,504人（18,142人）、中学校7,576人（5,978人）、高等学校1,365人（1,182人）、中等教育学校32人（25人）、特別支援学校98人（84人）である。
- 2 在籍学校数は、全体で6,212校（5,877校）と前回調査より5.7%増加している。  
学校種別では、小学校3,791校（3,639校）、中学校2,028校（1,876校）、高等学校342校（312校）、中等教育学校2校（1校）、特別支援学校49校（49校）である。
- 3 母語別では、ポルトガル語11,386人（10,206人）、中国語5,831人（5,051人）、スペイン語3,634人（3,484人）、その他の母語7,724人（6,670人）となっており、これまでの調査同様、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている。
- 4 在籍人数別学校数では、「5人未満」の学校が全体の8割を占めている。
- 5 在籍市町村数は全体で892市町村（全市町村の49.9%）で前年度（851市町村、47.2%）より41市町村〔4.8%〕増加している。また、在籍生徒数が「5人未満」の市町村が全体の約半数を占めている。

### (3) 帰国・外国人児童生徒教育の充実に関する国の施策

#### ①外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う教員等の配置

・日本語指導等に対応した教員定数の加配措置により、義務教育諸学校に勤務する教員の給与費の1/3を国庫負担。

(平成20年度積算：985人、平成21年度予算額においては、50人の定数改善を行うこととし、1035人を計上。)

・外国人児童生徒に対する日本語指導への活用を可能とする退職教員等外部人材活用事業－サポート先生の配置－による非常勤講師の配置。

(平成21年度予算額：58億円の内数(14,000人の内数))

#### ②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターと文部科学省の共催により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、110名程度)

#### ③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成。教育委員会・在外公館等に配布。

#### ④帰国・外国人児童生徒受入促進事業(平成19年度～)

帰国・外国人児童生徒の学校における受入体制の在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関するモデル事業を実施。

##### 【実施内容例】

- ・「就学促進員」を活用したきめ細やかな就学支援活動の実施
- ・就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施
- ・学校での日本語指導の補助や、学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える支援員等の配置
- ・域内にセンター校を設け、近隣の小・中学校との連携による受入体制を構築

(平成20年度予算額：223百万円、22地域)

(平成21年度予算額：301百万円、19地域(47市町村))

## ■ 特別講演

- テーマ：「言葉と交流」
- 趣 旨：我が国は、多様な文化背景の外国人と共に生活する時代を迎えている。そこで留学生として来日し、現在は小説家として御活躍の楊逸氏からお話を伺い、今後の日本語教育の在り方について考える。
- 講演者：楊 逸（小説家）

### 楊 逸（ヤン・イー）

#### 小説家

略歴等：中国黒龍江省ハルビン市生まれ。1987年  
お茶の水女子大学にて地理学を専攻。中国語紙  
の新聞記者、中国語教師を経て、2007年、  
初めて日本語で書いた小説『ワンちゃん』で第  
105回文学界新人賞を受賞。2008年『時  
が滲む朝』で第139回芥川賞を受賞。

作品は『ワンちゃん』、『時が滲む朝』のほか、  
小説『金魚生活』、『すき・やき』、エッセイ多数。



<メモ>

## ■ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明

- テーマ：『生活者としての外国人』のための日本語教育の標準的な内容について
- 趣旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況について説明する。
- 説明者：西原 鈴子（前東京女子大学教授，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査）

### 西原 鈴子（にしはら すずこ）

前東京女子大学教授（Ph. D.）

専門：応用言語学，日本語教育学

略歴：アメリカ，インドネシア，オーストラリア，日本で日本語教育に従事した後，昭和61年から国立国語研究所勤務。日本語教育センター第二研究室長、日本語教育指導普及部長を経て、平成10年から平成21年3月までは東京女子大学教授。平成13年から平成17年まで日本語教育学会長を務める。文化審議会では，平成19年から国語分科会日本語教育小委員会主査を務め，平成21年からは文化審議会長を務めている。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学，共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the Japanese Language』（自治体国際化協会他）



<メモ>

## 国語分科会日本語教育小委員会における審議について

日本語教育の充実に向けた体制整備と  
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討

### <はじめに>

日本語教育小委員会では、前期（平成19年7月～平成20年2月）の審議において、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得について、中でも日本語を母語としない住民に対する施策検討の必要性が高まっていることを踏まえ、現在喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するため必要な日本語学習の支援であるとした。そして、特に、日本語教育の「内容の改善」「体制の整備」「連携協力の推進」について、早急に検討する必要があるとした。

これまで、地域に在住する外国人に対する日本語教育は、主としてボランティアの自主的な活動によって支えられてきた。しかし、地域に在住する外国人にとって、通学できる範囲に日本語を学べる教室が必ずしも開設されていないという状況や、仮に開設されていたとしても、外国人の多様なニーズにこたえられていないという状況があるといった課題が指摘されている。

このような課題を解決するとともに、従来に増して期待されている外国人の社会参加を可能にするためには、地域のボランティアやコーディネーターなどの個人レベルでの努力にとどまらず、国、都道府県、市町村等の行政機関などによる組織的な取組が必要であり、関係者が果たすべき役割を明確化した上で、地域における日本語教育の体制整備を検討することが必要となっている。

以上のような問題認識の下、今期の日本語教育小委員会においては、日本語教育に関する「体制の整備」から検討を始め、引き続いて、「内容の改善」として、日本語教育の目標及び標準的な内容についての検討に着手した。なお、上記の三つの課題のうち、「連携協力の推進」については、主に「体制の整備」の在り方に関する議論の中で検討が行われた。

以下、今期の審議内容を「地域における日本語教育の体制整備について」と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」に分けて記述する。

## I 地域における日本語教育の体制整備について

地域における日本語教育の体制整備を進めるためには、関係機関の役割分担を明確にするとともに、その上で、関係機関の連携協力等の推進を図ることが必要である。こういった観点から、まず、「各機関の役割分担」を以下のように整理し、引き続いて、「各機関の連携協力の在り方」「地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割」について整理を行った。

### 1 各機関の役割分担

日本語教育関係機関の役割分担として、まず、国、都道府県、市町村がそれぞれ担うべき役割を以下のように整理した。

#### (1) 国の担うべき役割

地域における日本語教育の振興を図るため、国においては、以下のような役割を担う必要がある。なお、この場合、「国」とは、基本的に日本国内における「生活者としての外国人」に対する日本語教育を振興する立場にある文化庁のことを指している。

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すこと。
- この指針を踏まえつつ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であることから、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成すること。
- 地域に日本語教室が開設されていないという状況や、日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズにそぐわないなどの状況を改善し、学習者のニーズにこたえることができるよう、適切な財政支援を行うなど地域における日本語学習の環境整備のための支援を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準

的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成すること。

以上のほか、国は、「生活者としての外国人」の日本語学習の動機付けとなる奨励措置を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。

## (2) 都道府県の担うべき役割

都道府県においては、域内の市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じ、国との連絡調整を行う立場から、以下のような役割を担う必要がある。

なお、政令指定都市については、(3)で述べる「市町村の担うべき役割」に加え、都道府県に準じて、これらの役割を果たすことが期待される。

- それぞれの実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、それぞれの実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- 域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成すること。

また、各都道府県は、域内の状況によって、近接する都道府県と協力して施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることについても検討する必要がある。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって都道府県が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 学習者の背景・ニーズや教室数・講師数など、域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと。
- 域内関係者の連絡会議を開催すること。
- 他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。

## (3) 市町村の担うべき役割

市町村においては、日本語教育の現場を抱える立場から、以下のような役割を

担う必要がある。

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
- 国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成すること。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって市町村が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 日本語教室の設置運営を行うこと（教室設置のための学習者のニーズの把握や施設（場所）の確保、教室における活動内容の広報、設置した教室における活動の成果の分析・評価などを含む。）。
- 学習者及び指導者からの相談に応ずること。
- 域内外の人材・情報リソース（資源）を活用すること。

## 2 各機関の連携協力の在り方

国、都道府県及び市町村が「1」で示した役割を果たすに当たっては、それぞれが独自に動くのではなく、相互に連携することによって、各機関の日本語教育に関する機能・体制が強化されるものである。このため、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと、関係省庁間、都道府県間、市町村間の連携が重要になる。

具体的な連携協力の在り方として、まず、国、都道府県及び市町村においては、それぞれのレベルで地域における日本語教育を推進するため、国際交流協会等が行う日本語教育のほかに、大学、日本語学校等の日本語教育機関、NPO、ボランティア団体、企業、在住する外国人による団体及びその他関係団体とのネットワークを形成し、学習者のニーズに応じて多様な教育が提供できるような体制の整備を図る必要がある。

また、地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、専門家やボランティアのほかに、一般市民の参加が必要不可欠である。

学校における外国人児童生徒に対する日本語指導については、学校だけでなく地

域全体で取組を進めることが重要であり、専門家やボランティアによる支援が得られるよう、地域の日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。

国、都道府県及び市町村は、以上の団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することができるよう、そのための調整機能を担う人材を養成する必要がある。

### 3 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

言語・文化的背景や日本語学習環境・動機が多様な住民が社会の様々な分野に広がり、地域における日本語教育のニーズは非常に多様化している。このような中で、国が指針として示す日本語教育の標準的な内容・方法と日本語教育の体制整備の在り方は、飽くまでも指針であって、地域の特性や現場の状況に応じて適宜必要な修正を加えるべきものである。

このように、都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、大学や研究機関の研究者、日本語教師、企業関係者、国際交流協会関係者、NPO関係者、ボランティア、在住外国人等の協力を得て、国の指針を現場に適用可能な具体的なものにする必要がある、そのためのコーディネート機能を果たす機関及び人材が必要となる。日本語教育のコーディネート機能を果たす機関及び人材が担う役割は、ボランティアに大きく依存した日本語教育の現状を改善し、日本語教育の質的向上を支援することにある。

また、都道府県及び市町村においては、日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来の業務として位置付け、それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。例えば、都道府県及び市町村が設置した国際交流協会には、過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもある。知事部局や市町村長部局等に日本語教育を担当する組織を設け専任の職員を配置することや、行政施策としての地域における日本語教育の活動拠点として、国際交流協会等が継続的に日本語教育のコーディネート機能を果たすことが期待される。

## II 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について

政府は、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議を設置している。同会議は、我が国に在住する外国人の定住化傾向と外国人の生活環境の整備の必要性の高まりを踏まえ、平成18年12月に、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめた。この

「総合的対応策」を受けて、文化庁においては、平成19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施している。

この「総合的対応策」等で「生活者としての外国人」という用語が使われたことを契機として、この用語は、急速に日本語教育関係者の間に広まった。しかし、そもそも「生活者としての外国人」とは何であるかについては、この間、明確に定義されていない。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等についての検討に際して、本小委員会は、「生活者としての外国人」を次のようにとらえている。すなわち、「生活者」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的生活を営むすべての人を指すものである。また、「生活者としての外国人」とは、そういった側面を有する外国人を指し、滞在形態等にかかわらず、日系南米人や日本人の配偶者のような長期滞在の人々のほか、留学生・就学生、ビジネス関係者のような比較的短期滞在の人々も含まれる。

以下、本小委員会では、国が指針を示すべきであるとして掲げた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法のうち、「方法」を除く部分について審議を行った。「方法」については、「I」において「体制整備」の在り方を考えることで一定の検討が加えられたところであるが、指導法等に関する本格的な検討は今後の課題である。

なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標や内容等を検討するに当たっては、そもそも、「生活者としての外国人」に対する日本語教育」とは何かを明らかにしておくことが必要である。これについては、前述の「生活者としての外国人」が、その「生活」のために必要な日本語能力を身に付けるために行われる教育のことを指しているものである。

## 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

「生活者としての外国人」に対する日本語教育によって達成すべき具体的な「目標」を検討するに当たって、その到達点としての抽象的な上位概念である「目的」を併せて検討した。その際、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標は、生活から独立した言語体系の理解にあるのではなく、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することにあるということを基本的な考え方とした。

このことを前提として、次に掲げるのが、日本語教育の目的・目標である。すなわち、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語が主たるコミュニケーショ

ン手段となっている我が国において、外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることを日本語教育の目的とし、以下の四つを日本語教育の目標とする。

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。

## 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容

### (1) 日本語教育の標準的な内容に関する検討の経緯

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容の検討に当たっては、まず、実際に日本語教育機関においてこれまで行われている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実践事例に関する情報を、質問紙と聞き取り調査により収集した（調査対象機関は、「参考」のとおり。）。ここで収集した情報を整理・分析し、それを基に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について検討を行った。

さらに、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について調査研究を行っている独立行政法人国立国語研究所からその研究成果<sup>\*1</sup>の提供を受け、日本語を学習することにより「できるようになる」ことが期待される「生活上の行為」の事例を収集した。

そして、その事例リストを階層化し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠について検討を行った<sup>\*2</sup>。この検討の結果は、以下の(2)及び「別紙」に示すとおりである。

---

\*1 『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発：中間報告書』、国立国語研究所日本語教育基盤情報センター編、2009(刊行予定)

\*2 この検討の過程で、独立行政法人国立国語研究所日本語教育基盤情報センター評価基準グループグループ長 宇佐美洋、同センター学習項目グループグループ長 金田智子、及び財団法人日本国際教育支援協会事業部日本語教育普及課作題主幹 川端一博の3氏から、協力を得た。

## (2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容についての考え方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容は、外国人が日本語で意思疎通を図りながら行う様々な「生活上の行為」に及ぶことが不可欠である。その「生活上の行為」は、日常生活の様々な領域にわたって多様な姿や広がりを持つものである。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、こうした広範多岐にわたる「生活上の行為」を、「Ⅱ」の「1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標」で述べた四つの「日本語教育の目標」を踏まえて、「日本語教育の標準的な内容」とすることが必要である。

そこで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠として、「大分類・中分類・小分類」と、具体的な「事例」からなる一覧表を「別紙」の表のとおり作成した。

「大分類・中分類・小分類」とは、「生活者としての外国人」が日本語能力を求められると思われる「生活上の行為」を階層化し、まとめたものであり、「生活者としての外国人」に対する日本語教育において取り扱うべき内容の大枠である。以下はその「大分類」である。

- 「健康・安全に暮らす」
- 「住居を確保・維持する」
- 「消費活動を行う」
- 「目的地に移動する」
- 「子育て・教育を行う」
- 「働く」
- 「人とかかわる」
- 「社会の一員となる」
- 「自身を豊かにする」
- 「情報を収集・発信する」

「別紙」の表では、以上の10の「大分類」に、23の「中分類」と、57の「小分類」がそれぞれ対応している。なお、「事例」欄に挙げた「生活上の行為」は、「小分類」で示した「生活上の行為」の領域の具体的な参考事例である。

「別紙」の表は、各地域において実施されている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を見直す際や、「生活者としての外国人」に対する日本

語教育のカリキュラムやシラバス<sup>\*3</sup>を構築する際に、日本語を用いる具体的な場面設定を行う上での検討の基盤となり得るものである。

### Ⅲ 今後の課題

今期のこれまでの審議を踏まえ、次期以降の日本語教育小委員会又はその他の検討の場において、以下の検討課題について引き続き検討を行っていくことが必要である。

#### 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の更なる検討とそれを踏まえた標準的なカリキュラムの開発

「Ⅱ」に示した「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等は、検討途中のものであり、「別紙」の表は、現時点での大枠を示したものにすぎない。特に、「別紙」の表中の「事例」は、飽くまで参考例であって、今後引き続いて整理・精査を行う必要がある。

今後は、「別紙」に掲げた「生活上の行為」を精査し、地域の特性や現場の状況を踏まえてレベル分けの可否も含めて検討を行う必要がある。その上で、例えば文字や文法等、言語としての日本語の内容をどのように位置付けるか検討することが必要である。

また、国が示す日本語教育の標準的な内容を踏まえ、各地域における多様な日本語教育の実践を支援するために、標準的なカリキュラムの開発に向けて検討を行う必要がある。

#### 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成

「1」の標準的なカリキュラムの内容を具体的に示し、それぞれの現場が適宜修正を加えることにより、幅広く使うことのできる教材のプロトタイプ（原型）の作成・提供に向けた検討を行う必要がある。

教材のプロトタイプ（原型）作成に当たっては、学習者や現場の指導者はもちろん、日本語学校等の日本語教育機関に所属する日本語教師や、大学や研究機関で日本語教育についての研究を進める専門家、さらには、地域の有識者や、その他関係者と連携協力しながら作成を進める必要がある。

---

\*3 ここであいう「シラバス」とは、教育計画における指導項目のことをいう。

### 3 日本語能力及び日本語指導力に関する評価

上記「1」及び「2」を踏まえ、「生活者としての外国人」に必要な日本語能力を客観的に測定するための評価基準<sup>\*4</sup>及び評価方法についての検討を行う必要がある。

また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の振興を図るため、日本語指導者がその指導力の向上に努めることができるよう「生活者としての外国人」に対する日本語指導者の指導力の評価規準<sup>\*4</sup>等についても、今後、検討を行っていく必要がある。

---

\*4 ここでの「評価基準」とは、評価する際の具体的な判断のよりどころを指し、「評価規準」はより包括的な判断のよりどころを指す。

## 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標と内容(案)

### 1. 日本語教育の目的・目標

外国人が日本語を用いて意思疎通を図り生活できるようになることを日本語教育の目的として、以下を日本語教育の目標とする。

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。

### 2. 日本語教育の内容

\* 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容は、以下の各欄に掲げる「生活上の行為」を行うのに必要な日本語能力を養成するものであり、具体的には「事例」に掲げる項目(行為)を日本語でできるようにしようとするものである。

生活上の行為			
大分類	中分類	小分類	
健康・安全に暮らす	健康を保つ	診察を受ける	事例 問診表の記入、血液型・持病・服用薬・症状の説明、医師の説明・指示の理解と応答、...
		薬を利用する	薬局・薬店の利用(市販薬の選択・購入)、薬ラベルの理解と適切な利用、...
		健康に気を付ける	健康診断・予防接種の受診、...
		衛生管理をする	食品の保存、洗剤の種類の違い、...
		安全に配慮する	各種の標識・注意書き等の理解(高電圧危険、感電注意、立入禁止等)、警察(110)への連絡、...
	安全を守る	事故に対応する	救急車・消防車(119)の要請、救命・応急手当て、...
		災害に対応する	火災発生時の行動、地震発生時の行動、台風発生時の行動、...

生活 上 の 行 為

大分類	中分類	小分類	事例
住居を確保・維持する	住居を確保する	住居を確保する	不動産業者の利用、不動産広告からの情報収集、賃貸契約の締結、...
	住環境を整える	引っ越しをする	入居・退去時のあいさつ、引っ越し業者の依頼、...
	物品購入・サービスを利用する	住居を管理する	電気・ガス・水道等の使用開始の手続、公共料金(電気、ガス、水道)の支払い、電気・ガス・水道等の使用明細の理解、...
消費活動を行う	物品購入・サービスを利用する	物品購入・サービス利用をする	対面販売(スーパー、コンビニエンスストア等)による購入、レストラン・喫茶店・居酒屋の利用、返品・交換の依頼、...
	お金を管理する	カード等を利用する	クレジットカード・プリペイドカード等の利用、利用明細・請求書の理解、...
	公共交通機関を利用する	銀行を利用する	口座の開設、ATMの利用、預金、...
	自力で移動する	電車、バス、飛行機、船等を利用する	路線図の確認、行き先・停留所の確認、運賃の支払・切符の購入、...
目的地に移動する	公共交通機関を利用する	タクシーを利用する	行き先の指示、運賃の支払、...
	自力で移動する	徒歩で移動する	道聞き、交番の利用、交通標識の理解、...
	自力で移動する	自転車を使用する	盗難防止(施錠)、交通ルールの遵守、...
	自力で移動する	車・オートバイ等を使用する	運転免許の取得、道路交通法の遵守、...
子育て・教育を行う	家庭及び地域で子育てをする	出産に備える	出産前の健診、母親学級・父親学級への参加、...
	家庭及び地域で子育てをする	育児をする	母子健康手帳の管理、乳幼児健康診断の受診、子供の医療費助成の申請、...
	家庭及び地域で子育てをする	家庭で子供を育てる	健康管理(食事、歯磨き、睡眠等)、健康診断の通知等の理解、伝染病の予防接種、...
	家庭及び地域で子育てをする	地域で子供を育てる	公園の利用、育児相談、...
	家庭及び地域で子育てをする	幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる	託児施設・保育施設の利用、各種通知への対応、通知を理解した上で持参物の用意、...
子育て・教育を行う	家庭及び地域で子育てをする	小・中・高等学校で教育を受けさせる	各種通知への対応、早退・遅刻・欠席の届け、学校行事への参加、...
	家庭及び地域で子育てをする	特別支援教育を受けさせる	障害の特徴等の理解、特別支援学校・学級への入学等、...

生活 上 の 行 為

大分類	中分類	小分類	事例
働く	仕事を探す	就職活動をする	求人広告・情報誌からの情報収集, 求人への応募, 面接の準備(自己紹介, 動機の確認, 適切な振る舞い等), ...
		労働条件を理解する	給与明細の理解, 労働条件についての質問, ...
		職場の安全を確保する	安全上の標示への対応, 労働安全用マニュアルへの対応, 危険・事故・けが・損傷に関する報告, ...
		個別業務を遂行する	職務にかかわる報告書やチェックリストなどの記入, 遅刻・欠勤の連絡・申請, 職場習慣への対応, ...
		協働業務を遂行する	指示された業務の遂行, 進捗(しんちよく)状況・問題などの報告, 職務分担に関する相談, ...
		勤務評価に対応する	人事考課の面談, 職務記録の記入, 契約更新の手続, ...
		職業能力の開発を行う	知識・技能向上のための方法・学習機会・職業訓練に関する情報入手, アイデアや見解の効果的発表, ...
		事務機器等を利用する	電話, FAX, コピー機等の利用, コンピュータの利用, ...
		職場の人間関係を円滑にする	休憩時間中の会話参加, ...
		自己紹介をする	あいさつ, 自己紹介, 自国紹介, 趣味・特技の紹介, 好き嫌いの紹介, ...
人とかわる	人と付き合う	人と付き合う	お祝い, 見舞い, 葬式, ...
		礼儀作法を身に付ける	礼儀になかった訪問, 礼儀になかった接客, ...
		異文化を理解する	多様なあいさつ(お辞儀, 握手, ハグ, キス等)への対応, ...
		社会のルールを守る	各種税金(所得税, 住民税等)の支払, 確定申告・還付申告, 各種手続(外国人登録, 転入・転出届等), ...
		地域のマナーを守る	公共マナー(ポイ捨て禁止, 歩きタバコ禁止等)にかなった対応, 環境保護(リサイクル)への協力, ゴミ出し(ゴミの分け方)についての理解, ...
		近所付き合いをする	物のやりとり(土産, おすそ分け), 苦情(言う, 言われる)についての対応, 迷惑・損害に関する謝罪, ...
		地域社会に参加する	掲示板のお知らせ等への対応, 自治会行事への参加・協力, 地域清掃, ...
		福祉等のサービスを利用する	外国人相談窓口の利用, 通訳・翻訳ボランティアサービスの利用, ...
		社会制度を利用する	国民健康保険・国民年金等への加入, 保険金の請求, ...
		権利を行使する	裁判手続, ...
社会の一員となる	地域・社会のルール・マナーを守る	地域・社会のルール・マナーを守る	各種税金(所得税, 住民税等)の支払, 確定申告・還付申告, 各種手続(外国人登録, 転入・転出届等), ...
		地域のマナーを守る	公共マナー(ポイ捨て禁止, 歩きタバコ禁止等)にかなった対応, 環境保護(リサイクル)への協力, ゴミ出し(ゴミの分け方)についての理解, ...
		近所付き合いをする	物のやりとり(土産, おすそ分け), 苦情(言う, 言われる)についての対応, 迷惑・損害に関する謝罪, ...
		地域社会に参加する	掲示板のお知らせ等への対応, 自治会行事への参加・協力, 地域清掃, ...
		福祉等のサービスを利用する	外国人相談窓口の利用, 通訳・翻訳ボランティアサービスの利用, ...
		社会制度を利用する	国民健康保険・国民年金等への加入, 保険金の請求, ...
		権利を行使する	裁判手続, ...

生活 上 の 行 為

大分類	中分類	小分類	事例
自身を豊かにする	人生設計をする	人生設計をする	目標達成のための作業・スケジュールの検討、職業(生涯)設計、...
		学習する	大学・高等学校等への進学、各種資格取得、...
		学習を管理する	学習目標の設定、作業リスト・スケジュールの作成、学習のための機器の操作、...
	学習する	学習方法を身に付ける	辞書や教材の利用、開設している教室等の情報収集、コンピューターを活用した自学自習、...
		日本語を学習する	辞書や教材の利用、日本語教室等に関する情報収集、コンピューターを活用した自学自習、...
		日本について理解する	歴史・地理についての理解、文化・芸術についての理解、政治・経済についての理解、...
	余暇を楽しむ	余暇を楽しむ	外出や余暇の計画立案、情報収集(イベント、娯楽施設、地域のサークル活動等)、地域の公共施設(図書館、スポーツセンター等)の利用、...
		手紙・小包を送る	郵便の利用、宅配便の利用、...
	通信する	インターネットを利用する	インターネットプロバイダーとの契約、電子メールアドレスの取得、ネット検索、...
	電話・ファクシミリを利用する	電話・ファクシミリを利用する	開設・契約、留守番電話の利用、ファクシミリの利用、...
情報を収集・発信する	マスメディア等から情報を収集する	マスメディア等から情報を収集する	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットからの情報収集、ニュース等で用いられる統計情報の把握、...
	図書館を利用する	図書館を利用する	図書館の利用、...

参考

**「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容に関する  
聞き取り調査対象機関一覧**

学校法人江副学園 <sup>えぞえ</sup> 新宿日本語学校

財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

財団法人海外技術者研修協会 AOTS日本語教育センター

財団法人新宿文化・国際交流財団

財団法人中国残留孤児援護基金 中国帰国者定着促進センター

(五十音順)

<メモ>

## ■ パネルディスカッション

- テーマ：「学習者の多様性と『生活日本語』」
- 趣 旨：文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明を受け、「学習者の多様性と『生活日本語』」をテーマにパネルディスカッションを行う。
- 進行役：西口 光一（大阪大学留学生センター教授）
- 協議者：榎井 縁（財団法人とよなか国際交流協会事業課長）  
小林 悦夫（財団法人中国残留孤児援護基金  
中国帰国者定着促進センター教務部長）  
西原 鈴子（前東京女子大学教授）  
古川 智樹（とよた日本語学習支援システムプログラムコーディネーター）

### <進行役>

#### 西口 光一（にしぐち こういち）

大阪大学留学生センター教授（大学院言語文化研究科兼任）

専 門：日本語教育学，言語心理学，第二言語発達心理学

略 歴：アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター講師，  
ハーバード大学言語文化部講師を経て現職。大阪市  
地域日本語教育推進委員会副委員長（1997年度  
～1999年度，文化庁委嘱事業），おおさか識字・  
日本語センター教材開発委員会座長（平成15年度  
～平成20年度），日本語教育学会理事（平成16年  
7月～平成21年6月），大阪市外国人施策有識者会  
議委員（平成21年度～），大阪府帰国・外国人受入  
促事業運営協議会座長（平成21年度～）などを務  
める。第二言語としての日本語の習得と習得支援全  
般について関心を持っているが，本シンポジウムと  
の関連では，学習環境のデザインや母語話者－非母  
語話者言語活動のデザインなどの観点から市民によ  
る外国人の日本語習得支援活動や外国籍児童生徒の  
日本語習得支援に関心を持っている。

主著書：日本語教科書としては、『日本語おしゃべりのたね』（監修，スリーエーネットワーク）

『例文で学ぶ漢字と言葉』（2級編と3級編，スリーエーネットワーク）

『みんなの日本語初級Ⅰ 漢字』（スリーエーネットワーク）

『基礎日本語文法教本』（アルク）

『Kanji in Context』（ジャパントイムズ）などがある。

日本語教育学関係では、『日本語教育のフロンティア』（2007年，くろしお出版，共著）

『文化と歴史の中の学習と学習者』（2005年，凡人社，西口編著）

『社会文化的アプローチの実際』（2004年，北大路書房，共著）など。



<協議者>

**榎井 縁 (えのい ゆかり)**

財団法人とよなか国際交流協会事業課長

略 歴：ネパールで活動，チベット難民児童の教育支援

NGOを設立。中学校で開発教育に取り組んだ後，社団法人神戸外国人倶楽部，財団法人神奈川県国際交流協会にて在日外国人問題の調査・研究や生活相談に携わる。92年～98年までは大阪市教育委員会指導部国際理解教育相談員として特に在日外国人教育相談業務や支援のシステムづくりなどを行う。98年より，現職。外国人女性DV被害者や日本の学校に在籍する多様なルーツを持つ子どもへのサポート，メディア・リテラシーの研究，「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」の地域展開など，周縁化される人びとの社会参加ならびに主流とされる社会の再構築を試みている。自治体国際協力アドバイザー。



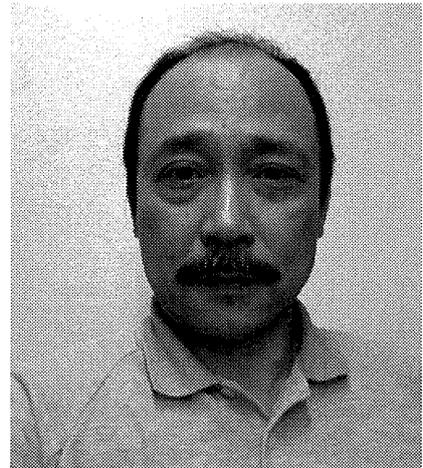
主著書：『みんなと学ぶ小学校国語6年下』（学校図書株式会社，説明文，平成17～21年度版）  
『地域から描くこれからの開発教育』（新評論，2008年）  
『高校を生きるニューカマー』（明石書店，共著，2008年）  
『多文化共生のまちづくり』（財団法人アジア・太平洋人権情報センター，共著，2005年）  
『国際交流の組織運営とネットワーク』（明石書店，共著，2004年）  
『日本のバイリンガル教育』（明石書店，共著，2000年）ほか

**小林 悦夫 (こばやし えつお)**

中国帰国者定着促進センター教務部長

中国帰国者支援・交流センター教務顧問

略 歴：中国帰国孤児定着促進センター（後，中国帰国者定着促進センター）開設（1984）に伴い主任講師，翌年，同センター指導課長（後，教務課長）。中国帰国者支援・交流センター開設（2001）に伴い同センター教務顧問を兼務，中国帰国者定着促進センター教務部創設に伴い部長，現在に至る。



主著書：「中国帰国者教育の特性と研修カリキュラムおよび教育システムの現状」（1996）曾，江畑，箕口（編）  
『移住と適応』日本評論社  
『中国帰国者のための日本語教育Q&A』（1997）文化庁（編著）

「中国帰国者等に対する日本語教育の展開」（2009）『日本語教育の過去・現在・未来』凡人社

「中国帰国者に対する日本語教育の展開—所沢センターの取り組み—」（2009）蘭信三編『中国残留孤児・婦人の生きられた世界—「満洲」を生きつづける』勉誠出版

## 西原 鈴子（にしはら すずこ）

前東京女子大学教授（Ph. D.）

専 門：応用言語学，日本語教育学

略 歴：アメリカ，インドネシア，オーストラリア，日本で日本語教育に従事した後，昭和61年から国立国語研究所勤務。日本語教育センター第二研究室長，日本語教育指導普及部長を経て，平成10年から平成21年3月までは東京女子大学教授。平成13年から平成17年まで日本語教育学会会長を務める。文化審議会では，平成19年から国語分科会日本語教育小委員会主査を務め，平成21年からは文化審議会議長を務めている。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学，共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the Japanese Language』（自治体国際化協会他）

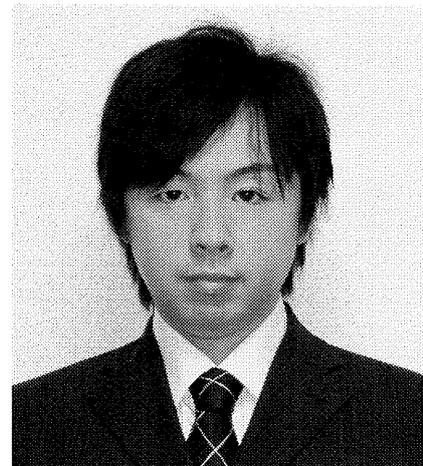


## 古川 智樹（ふるかわ ともき）

とよた日本語学習支援システムプログラムコーディネーター

専 門：日本語教育学，会話分析

略歴等：愛知教育大学卒業後，民間の日本語学校で日本語教師として働き始め，名古屋大学大学院博士前期課程終了後，2年間，中国の大学で日本語教育に携わる。帰国後，2007年の「とよた日本語学習支援システム」の立ち上げよりワーキンググループメンバーとして参加。2007年8月からの豊田市における「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査」に従事し，2008年4月からは本システムによる企業内日本語教室（第1号）プログラムコーディネータを担当。現在もワーキンググループのメンバーとしてガイドラインの作成，特に教室のコースデザイン，教材作成等に関わっている。



<メモ>

## ■ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業報告会

○趣 旨：平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業における日系人等を活用した日本語教室の設置運営, 退職教員を活用した日本語指導者養成, 及びボランティアを対象とした実践的長期研修の成果報告を行う。

### 日系人等を活用した日本語教室の設置運営

○事例発表者：伊藤 結花（財団法人埼玉県国際交流協会主任）

○報告事例：「外国人親子のための日本語教室」

### 退職教員を活用した日本語指導者養成

○事例発表者：吉田 依子（社団法人国際日本語普及協会常務理事）

○報告事例：「退職教員を対象とした日本語指導者養成」

### ボランティアを対象とした実践的長期研修

○事例発表者：伊藤 健人（群馬県立女子大学文学部講師）

○報告事例：「地域のコミュニティー促進に寄与する日本語教育ボランティア養成講座」

<発表者>

「外国人親子のための日本語教室」

**伊藤 結花（いとう ゆか）**

財団法人埼玉県国際交流協会主任

「退職教員を対象とした日本語指導者養成」

**吉田 依子（よしだ よりこ）**

社団法人国際日本語普及協会常務理事

「地域のコミュニティー促進に寄与する日本語教育ボランティア養成講座」

**伊藤 健人（いとう たけと）**

群馬県立女子大学文学部講師

<メモ>

平成21年度文化庁日本語教育大会  
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

伊藤 結花

(財) 埼玉県国際交流協会 事業課 主任

「平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
《日系人等を活用した日本語教室の設置運営》」報告  
「学習支援日本語教室運営事業」「外国人親子のための日本語教室」  
(財) 埼玉県国際交流協会

1. 地域の状況

埼玉県の外国人登録者数は、平成20年12月末現在、121,515人で過去最高になっている(全国5位)。全県人口に占める割合は1.7%。

北部地域の一部が日系人の集住地域で、あとの地域は140以上の国と地域の人たちが散在している。また、ボランティアによる日本語教室は130以上あるが、南部に集中しており、日本語教室が地域に根付いているかどうかにも地域差がある。

○国籍別登録者数(平成19年度 法務省調べ)

	国籍	登録者数	全県に占める割合
1	中国	39,202人	34.1%
2	韓国・朝鮮	19,526人	17.0%
3	フィリピン	15,867人	13.8%
4	ブラジル	13,950人	12.1%
5	ペルー	4,749人	4.1%
6	その他	21,804人	18.9%

○外国人児童生徒等在籍状況(学校基本調査：平成20年度5月1日)

区分	小学校	中学校	合計
在籍数	2,499	988	3,487

○日本語指導の必要な外国人児童生徒等(文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況」：平成20年度9月1日)

区分	小学校	中学校	合計
在籍数	809	281	1,090

## 2. 事業概要

大人の学習者とはニーズが違うので、普通の日本語教室では子どもを受け入れにくい

- ① 日常会話を話せるようになった後も、学習や進学などの支援をしてもらえること。
- ② 自分と同じような、日本語を学んでいる子どもたちに出会える場所であること。
- ③ 子どもが通える時間に、通える場所で実施していること。

	ボランティア	協会
支援者	地域に声掛け	ボランティア養成講座の開催
会場	使用したい会場を探す	資金集め
教材	使用したい教材を探す	資金集め
広報	地元に声掛け	教育委員会・学校にちらし配布

### (1) 学習支援日本語教室運営事業（平成 18 年度・19 年度、4 教室）

○参加者 106人 (H18) 137人 (H19)

- ・日本の学校に通っているが、日本語支援が必要な小学生～高校生
- ・未就学の子（母国での義務教育を終えずに来日したが、日本の義務教育年齢を超えてしまっているため中学校に入れられない子などもある）

○支援者 118人 (H18) 114人 (H19)

- ・「高校進学ガイダンス」スタッフ ・地域の日本語教室のボランティア
- ・学校の先生（退職教員含む）

○成果

日本の学校の中で言葉がわからず黙り込んでいる反動で、日本語教室に来ると大騒ぎをさせてしまっていた子どもが、教室に通ううちにだんだんと落ち着いてくるなど、精神面でもいい影響を与えることができた。子どもたちは教室で日本語を学ぶだけではなく、同じような状況の友達と出会い、励まし合うことで、学校でもいきいきと活動できるようになったり、あきらめていた進学の夢にチャレンジすることができるようになっていった。

### (2) 外国人親子のための日本語教室（平成 20 年度、2 教室）

○参加者 65人

- ・日本の学校に通っているが、日本語支援が必要な小学生～高校生
- ・ブラジル人学校、ペルー人学校に通っている子ども
- ・保護者 ・子どもと保護者以外の地域に住む外国人

○支援者 35人 ☆母語話者は生活相談や通訳

- ・ポルトガル語・スペイン語の母語話者 ・地域の日本語教室のボランティア

○成果

ブラジル人学校・ペルー人学校に通っている子どもが多かったため、学校の勉強についていけるように、というよりは、片言でも日本語ができるようになることを目標に支

援した。何ヶ月か継続して参加していた子どもは、日常会話の面では明らかな成果が見られた。親も多少の日本語は覚えたと思われるが、それ以上に母語話者に生活相談ができたり、地域の人たちと関わりあえたことに意義があったようだ。

また、ブラジル人学校に通いながら日常会話を勉強していた子どもが、不況で親が失業したため、急遽日本の学校に入ることになったケースもある。

### 3. 課題

#### (1) 学習支援日本語教室運営事業（平成18年度・19年度）

- ・子どもは、自分の家から遠かったり、駅から離れている教室には参加できない。
- ・子どもたちとは教室で顔を合わせるだけなので、家庭の状況や、学校でどのような指導を受けているのか、授業にはついていけているのかなどは分かりにくい。そのため、受験ぎりぎりになって学校との意見の食い違いに気が付いたり、高校受験のあとに、親が急に住居を移してしまったりといった問題も起きている。子どもを支援している以上、市町村教育委員会が運営に関わり、学校や親との連携が取れることが望ましい。

#### (2) 外国人親子のための日本語教室（平成20年度）

- ・北部地域では、日本語教室は日本語を勉強するだけでなく、生活相談の場としての意義も大きい。昨年末からの不況で、日本語ができないために就職ができない人たちも日本語教室に来ており、ハローワークなど、地域の他機関との連携が必要となっている。
- ・外国人と地域の日本人との交流が少ないため、地域の人たちに日本語教室について理解してもらえなかったり、支援者が集まりにくいという問題がある。広報をしても外国人に届きにくいいため、口コミに頼ってしまっている現状にある。

### 4. 今後に向けて

日本語教室を作る時には、①地域にどんな外国人がいるか（出身国、職業など） ②教室の主催は自治体かボランティアか ③地域にどれくらい日本語教室があるか といったことを考慮する必要がある。埼玉県を例にすると、北部ではまず、日本語教室そのものを増やすことが必要であり、教室が多い南部では、それぞれのニーズに応じて支援対象（母親対象、子ども対象など）が細分化された教室を作っていくことが可能だろう。

日本語教室が少ない地域では、行政が教室を立ち上げるための支援をすることが求められる。例えば、支援者を育成するような講座を開いたり、場所や教材を用意したり、広報したりといったことである。また、教室が地域に根付いてきたら、運営より後方支援に重点を置き、学校との連携が取れるように教育委員会に働きかけたり、教室同士のネットワークを作ったりといった支援が可能になるはずである。

(財)埼玉県国際交流協会は、これまで行政と地域の人たちとの橋渡し役として活動してきた。地域で日本語教室を支えていく仕組み作りができることで、地域の行政も日本語教室のボランティアも安心して外国人を受け入れることができるようになるだろう。国際交流協会に求められる役割は重要なものであるし、今後も支援を続けていきたいと思う。

<メモ>

「平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
《退職教員を対象とした日本語指導者養成（実施形態 ii）》」報告  
「退職教員を対象とした日本語指導者養成」（兵庫県伊丹市教育委員会）  
「能代日本語指導者養成セミナー」（能代市教育委員会）  
「退職教員日本語指導者養成講座」（四街道国際交流友の会）

1. 地域の状況 外国人児童生徒を中心に

兵庫県伊丹市

外国人登録者数は約10万人、韓国・朝鮮籍の人が半数を占め、以下、中国、ベトナム、ブラジル、フィリピンとなる。日本語を必要とする外国人児童生徒数は634人、在籍学校は218校で、117校は児童数が1人である。全体としては増加傾向にあり、来日間もない生徒だけでなく、在留期間の長い児童生徒にも家庭環境等の理由から日本語指導を必要としているケースが増加している。日本語指導・適応指導が必要な子どもたちが在籍している学校に一定期間指導員を派遣し、日本語指導、懇談時の通訳、保護者との連携がとれるよう支援している。タガログ語やベトナム語は伊丹市で対応できないので、県から派遣してもらっている。地震を機に兵庫県は多文化共生への取り組みを続けており、子どもの多文化共生教育として、すべての児童生徒に「豊かに共生する心」を育み、外国人児童生徒の自己実現を支援する取り組みを行っている。自己実現を支援する取り組みとして子ども文化サポーター派遣事業を実施し、小学校へ141人、中学校へ61人を派遣している。

秋田県能代市

秋田県の外国人登録者数は（平成19年12月現在）4608人。在留資格では日本人配偶者559人、研修661人。能代市の外国人登録者数は371人、市の人口に占める割合は0.61%である。280人が中国人で研修生が200人、配偶者が30人となる。秋田県は地域国際化推進事業として外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めている。国際化推進懇談会、多文化共生理解促進事業、地域国際化会議などを行っている。秋田県地域国際化アドバイザー（13名）を委嘱し、在住外国人の相談・支援活動を行い、在住外国人問題に関して連絡会議を開催している。アドバイザーの中に能代市で長年外国人支援を続けている「のしろ日本語学習会」の北川裕子さんがいる。現在、能代市で

学校に在籍している子どもは2人だが、少ないからといって問題がないわけではなく、把握している子どもがこれだけであり、不就学の子どもなどの問題はあ

#### 千葉県四街道市

四街道市の外国人登録者数は1,095人で、全人口の1.2%を占める。四街道市教育委員会は開かれた学校、コミュニティスクール構想を掲げ、地域、家庭、学校の協力体制の強化を目指している。日本語指導が必要な児童生徒には語学指導員を派遣している。当該年度には6つの小学校と1つの中学校に指導員を派遣している。派遣の言語は中国語、韓国語、ペルシア語、タガログ語である。現在は中国人16人、アフガニスタン人13人、フィリピン人8人の47人の外国籍児童生徒が在籍している。主催団体の四街道国際交流友の会は、教育委員会の依頼で語学指導員を紹介してきたが、語学指導員として派遣された国際交流友の会の日本語ボランティアが任期中の日本語指導だけでは授業についていくのは難しいと判断し、教育委員会や学校と話し合い、放課後に日本語を教える「旭小にほんごクラス」を作った。

## 2. 事業概要

今事業では生活者としての外国人に対する日本語支援事業の一つとして、退職教員を対象とした日本語指導者養成講座形態 ii を行った。上記3地域が企画した企画書を元に担当者と話し合いながら、講座を組み立て実施した。3地域でそれぞれに講座内容には特徴があったが、すべてに共通することは年少者に対する日本語指導に退職教員の力を借りたいということであった。

退職教員は長く教授活動に携わり、学校における教育のみならず、学習と人間形成に関しても豊かな知識と経験を有している。その知識と経験を生かし地域在住の外国人に、また、特に学校における外国人児童生徒の支援に力を発揮してもらえる人材である。1990年の入管法改正に伴い来日した南米日系人の滞在も長期化し、彼らの子どもたちに対する教育の問題が顕在化している。集住地域ではすでに様々な対策が行われているが、散在地域における問題は顕在化しないところにあると言える。子どもたちは一般的に生活言語は獲得することができると言われるが、学習言語の獲得には特別な指導を必要とする。退職教員という特長を生かして、外国人としての子どもを取り巻く問題、日本語を外国語として捉える考え方などの研修を行い、問題を共有することにより、年少者への指導体制の充実を図ることを目的とした。

兵庫県伊丹市と能代市の研修ではまず外国人児童生徒の現状と課題を理解し、退職教員がこれまで学校教育の現場で携わってきた国語教育の視点を外国語として日本語を見るという視点に切り替えるべく、日本語を見直すという講座を組み立てた。伊丹市の研修には元々読み聞かせを行っている団体の方が参加を表明されていた。子どもたちへの読み聞かせは外国籍の子どもたちにも大変大切な支援であると考え、読み聞かせを視野に入れた講座を組み立てた。

四街道市の研修は主催が国際交流日本語教室であり、現在も学校の放課後指導を行

っていることから、ぜひ、退職教員の力を借りたいという目的があったので、具体的な日本語指導の実践を理解できる講座を組み立てた。

### 3. 事業の特徴

3 地域で研修に参加した退職教員は在職中、外国籍児童・生徒に関わっていた方は非常に少なく、ほとんどが外国籍児童・生徒を取り巻く現在の状況や問題点を初めて知ったとのことだった。今回の研修には積極的に地域の外国人児童・生徒のために何かをしたいと考えて参加した方と教育委員会の要請で参加した方もあったが、一端研修が始まると非常に熱心に参加し、真剣に理解に務めてくれた。教育現場に長く身を置いた自分の経験にあわせて学んだ知識を咀嚼し考えるという賢明な受講者が多く、多くのことを学んでもらえた。日本語を外国語として捉えた場合、どのような考え方をするのかという講座では国語教育と比較しながら考え、外国人の考え方や理解の基本的部分を理解してもらえた。

退職教員は学校文化に精通し、地元の教育委員会とのネットワークがある。地域のボランティアには踏み込みにくい教育委員会や学校と関係が深く連携がとりやすいため、外国人児童・生徒の日本語指導への理解を深めてもらえると、影響力を行使することができる。また、当然のことながら、教科指導の専門家であるので、外国籍児童・生徒の抱える問題を理解した上で、指導の現場に参加してもらえれば、大変な戦力になる。

### 4. 課題と今後の展開

退職教員は教育委員会に発言等を持って影響を与えられるが、関係が深いだけに関係を壊すような活動もできないかと思う。また、学校内の教員の置かれている立場や考え方にも精通しているので、「学校や教育委員会に頼まれれば協力しても良いが、自分から押しかけていき、迷惑がられるのはいやだ」という声もあった。そのためには、教育委員会等が中心となってぜひとも具体的な活動の場を提供していただきたい。四街道市からの報告では、研修終了後、四街道市の校長会で本研修について説明したところ、そういう研修をした退職教員がいるならぜひ学校に来てもらいたいという依頼が数件あり、講座に参加された退職教員が早速学校に行かれたという事例がある。

今回の研修は外国人児童・生徒を取り巻く状況の理解というところまでで、その後の活動に直接に結びついたケースは少なかったが、何らかの形でできることをしていきたいという意識の高まりは今後につなげていけるだろう。退職教員のこれまでの知識や経験をどう生かすを考えていくことが今後の課題であると考えます。ぜひ、地域のボランティアの方々と連携を取り、子どもたちへの日本語指導が円滑に効率よく行われるよう教育委員会が制度を整えていただくと有難い。地域のボ

ランティアと協力して指導に当たる、あるいは、役割分担をして指導に当たるなど、  
効率的な方法を考えていくべきであろう。

「平成20年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
《ボランティアを対象とした実践的長期研修》」報告  
「地域のコミュニティー促進に寄与する日本語教員養成講座」  
(群馬県外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発に関する運営委員会)

## 1. 地域の状況

### 外国人登録者数の飛躍的な増加と南米日系人の定住化

- ・群馬県内の外国人登録者数は、この20年間で約10倍になった  
1980年代半ばまでは、登録者数は3,000～4,000人台だった  
↓ ・伊勢崎市、太田市、大泉町を中心にニューカマーと呼ばれる南米日系人が急増  
2007年末の外国人登録者数は、47,196人に(県全体の人口に占める割合は2.22%)
  - ・伊勢崎市、太田市、大泉町を中心に南米日系人等の集住地域化が進み、07年末大泉町では人口比16%以上に(ブラジル人コミュニティーの形成)
  - ・ただし、南米日系人だけというわけではなく、出身の国や地域は100以上に

### 外国人登録者の多様化

- ・在留資格別では、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者」が全体の約70%を占めるが、近年は、「研修生」が増加傾向にある(農村部でも農業研修生が増えている)
- ・年齢別では、20代～40代までのいわゆる生産人口が圧倒的に多く、県内産業の担い手となっている(また、10代までの学齢期人口も増加しており、教育体制の整備が急務に)

### 地域日本語教室の状況

- ・地域の在住外国人を対象とした日本語支援等を行う日本語教室は、14団体(14市町)で実施されており、そのうち13団体の事務局は市町村国際交流協会が担っている
- ・各協会では日本語教室を外国人住民へ向けた日本語教育・学習支援を行う場のみならず、地域住民との交流や相互理解、情報提供の場として位置づけ、支援を行っている
- ・一方で、このような多様な日本語教室の活動による、意見の相違や対立も一部にある(交流協会－ボランティア－外国人住民の3者間でのピリーフやニーズの違いが要因と考えられる対立、ボランティア団体内の対立、他のボランティア団体との対立など)

## 2. 事業概要

### 長期的な目標 —講座を含めた将来的な目標—

群馬県内の生活者としての外国人の生活環境向上のため日本語教育・支援の指導者、兼、地域コミュニティの促進に寄与する人材の養成を目指す。研修修了者は（近い将来）、各地域・分野での日本語教育・支援コーディネーターとして活躍していただきたい。

## 3. 事業の特徴

### 短期的な目標 —講座内の具体的な目標—

上の目標を達成するために、日本語教育的スキルに関する研修に加え、行政的な交渉力に関する研修、地域連携に関わるリーダーシップの研修が不可欠であり、本事業では、これら3領域に関わる研修・実習を行った。

#### ①日本語教育能力の高度なスキル

生活者としての外国人の実情に合うコースデザインや、評価法、教材開発など

#### ②行政的等への交渉力

日本語教室の設立に向けた関係機関への交渉、及び、その管理・運営の方法、群馬県内の外国人事情の把握、行政的な課題の把握など

#### ③地域連携に関わるリーダーシップ

円滑な教室運営のための連携・調整方法、他のボランティアの取りまとめ方など

それぞれの研修は、①に関しては日本語教育専門家、②に関しては地方自治体職員、③に関してはNPO運営者が担当した。

## 成果

### ・コーディネーターの重要性の理解とボランティア組織間の自主的な交流

今まで自身の所属している日本語教室という限られた視野で活動が中心であった方々に、より広い視野で全体を見渡せるコーディネーターとしての見方を理解してもらえた。

<研修終了後のアンケートより>

- ①目先のこと（担当の日本語教室）しか考えていなかったが、そこで必要だと考えていることについて、ほかに目を向けることで実現できる可能性があることがわかった。
- ②地域の日本語教育、という点に特化した上で、具体的な教室活動と活動におけるシラバスの提案まで落とし込めた。
- ③日頃から疑問に思っていたことが納得できた。また、色々なことをリンクして考えることができ面白かった。
- ④今までカリキュラムなど一人で考えないといけなかったが、今回の講習で他の交流協会の人たちとの意見交換ができてよかった。
- ⑤県内の多くの地域日本語に関心のある方と、お知り合いになれて良かったです。今後、連絡を取り合って、学習会を続けていきたいと思っています。

・ボランティアを中心とした自主的なネットワークの形成

研修後、参加者から自主的に声上がり、活動地域や所属するボランティア団体を超えて地域日本語教育を考える「群馬日本語の会」が組織され、今も相互交流が図られている。

4. 課題と今後の展開

・研修後の運営委員会、及び、受講者のアンケートから以下の課題が把握できた

- (a) 地域日本語教育支援に関わる組織的な連携
  - (b) リソースセンターの設置
  - (c) 継続的な人材養成システム作り
  - (d) コーディネーターの位置づけの明確化
- (e) これらへの財政的な支援

<研修終了後のアンケートより>

- ①地域日本語教育の活性化として、横連携のための地域日本語教育サミット開催を全国規模で行なってほしいです。また、そこで教材、教室活動など小部会での提案を行い、そこに具体的な予算をつけて、活性化をはかってほしいです。
- ②公費で教材作成やボランティア育成のシステムを作してほしい。地域日本語を教えられる人（有償でも）が育っていけばよいと思います。
- ③ボランティアの人数を増やすための対策があったらよい。
- ④これからボランティア活動を始めようとしている人、または活動を始めたばかりの人を対象とした講座を設けていただけたら嬉しい。
- ⑤ボランティア活動を始めて既に4年になり、本来ならボランティアのコーディネーターになるための勉強もしたいところですが、私が所属する日本語教室の実態を考え、また私自身の時間的余裕のことを考えても、近い将来そのような活動をするのは地域の実態に即していないような気がします。

**今後の展開**

・群馬県「日本語教育の在り方研究会」の設置

上の(a)～(e)を含めた地域日本語教育の諸問題を包括的に話し合うために、群馬県を事務局とする「日本語教育の在り方研究会」が設置された。

この会は、日本語教育の内容や方法論、人材育成や研修システム、連携調整のために県レベルで取り組む課題、及び、財政的な課題などを、それぞれ単独ではなく、関連づけて議論する場となっている。

委員会のメンバーも、群馬県の行政担当者、大学研究者（日本語教育、社会学、言語政策）だけでなく、日本語学校運営、教育委員会、国際的社会奉仕団体など様々な分野の人々からなり、それぞれの観点から現実的かつ建設的な議論を行っている。

<メモ>

## ■ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業協議会

- テーマ：「地域における日本語教育の人材について」
- 趣 旨：平成20年度文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の成果報告を踏まえ、地域における日本語教育の人材について意見交換を行う。
- 進行役：奥田 純子（コミュニカ学院学院長）
- 協議者：伊藤 健人（群馬県立女子大学文学部講師）  
伊藤 結花（財団法人埼玉県国際交流協会主任）  
吉田 依子（社団法人国際日本語普及協会常務理事）

### <進行役>

#### 奥田 純子（おくだ じゅんこ）

コミュニカ学院学院長

専 門：異文化コミュニケーション教育，日本語教育，教師研修

略 歴：1988年より現職。就学生，留学生，ビジネス関係者，地域の生活者等に対する異文化間教育としての日本語教育を行う。現在，（財）日本語教育振興協会評議員，（社）日本語教育学会理事，（財）神戸学生青年センター六甲奨学金運営委員，文化庁平成21年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業「神戸日本語学習セルフアクセス・センターの設置」「学習アドバイザー養成講座」代表。

主著書：『平成19年度文化庁委嘱事業 生活者としての外国人のためのモジュール型カリキュラムの開発と学習ツールの作成』（コミュニカ学院，編著，2008）

「教師研修と学校運営」『日本語教師の成長と自己研修』（凡人社，共著，2006）

『ビジネス日本語辞典』（仮）（くろしお出版，監修，近刊）

「日本語学校に必要なスタンダードとは？」『グローバル化社会の日本語教育と日本文化』（ひつじ書房，共著，近刊）

### <協議者>

#### 伊藤 健人（いとう たけと）

群馬県立女子大学文学部講師

#### 伊藤 結花（いとう ゆか）

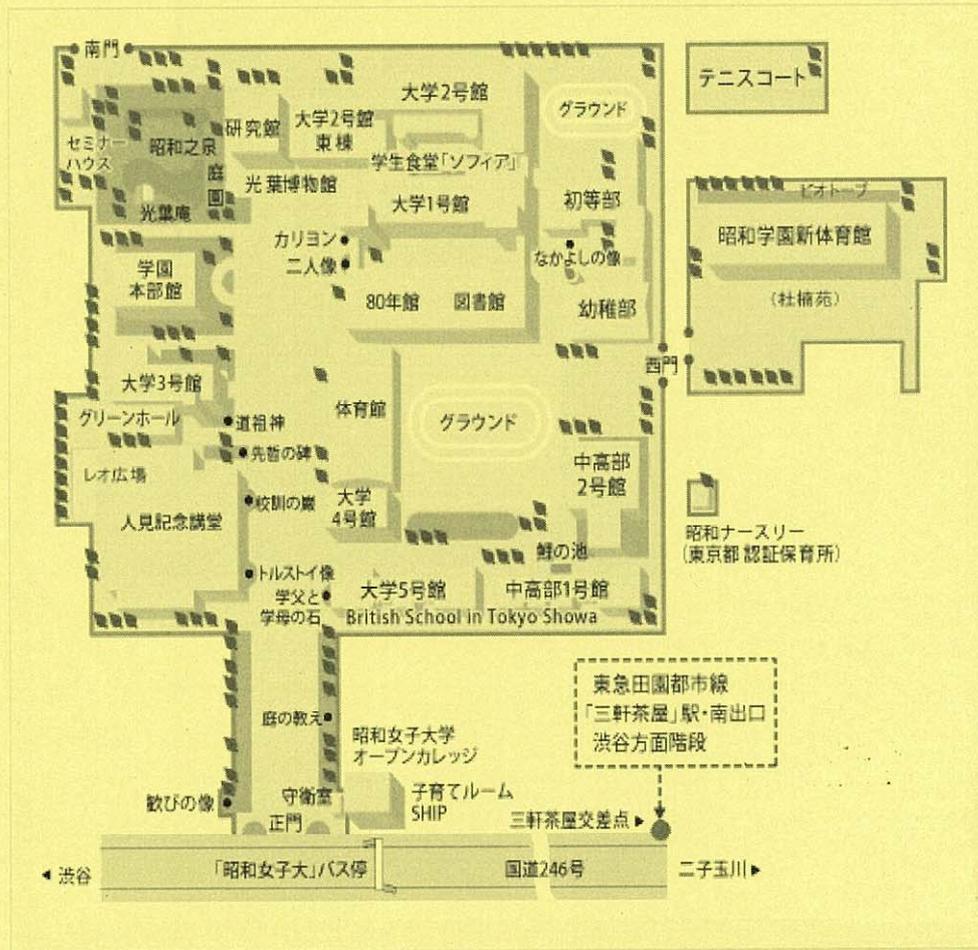
財団法人埼玉県国際交流協会主任

#### 吉田 依子（よしだ よりこ）

社団法人国際日本語普及協会常務理事

<メモ>

## 昭和女子大学 構内図



※構内は、指定された場所を除き、禁煙、飲食禁止です。飲食は学生会館（80年館）のホールでお願いします。